

幼保連携型認定こども園の設置認可について

1 概要

令和2年3月に策定した第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画に基づき、令和3年度上半期に確保方策が不足する地域の既存施設に対し定員増を募集したところ、1施設を選定し、当該選定施設が保育所から幼保連携型認定こども園への移行を伴うものであり設置認可手続きを行うこととなったことから、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項の規定に基づき意見を聴取する。

※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項

「都道府県知事は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。」

(都道府県知事→中核市の市長)

2 設置認可する幼保連携型認定こども園（1施設）

- ・ 武岡みらいえこども園

3 設置認可予定時期

令和4年3月下旬

4 開園予定年月日

令和4年4月1日